

土対法施行規則の一部を改正する省令案等に対する 意見募集について



環境省では「土壌汚染対策法施行規則」及び「汚染土壌処理業に関する省令」の一部改正並びに「埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準(環境省告示)」について、平成23年2月22日～3月23日にまでの期間で意見の募集(パブリックコメント)を実施しました。また、追加のパブリックコメントが平成23年3月17日～4月16日にまでの期間で実施されています。

パブリックコメントの主な内容(抜粋)は以下の通りです。

1. 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案

- ・形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の設定及び台帳への記載
- ・自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが認められる土地における調査方法の特例
- ・認定調査の負担軽減策及び掘削後調査の方法の制定

2. 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令案

3. 埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準の案(環境省告示案)

当社では、土壌汚染調査や土壌の分析を行っておりますが、このような法改正の動向についてもいち早く情報を収集して法の施行とともに対応ができるよう努めてまいります。調査依頼のご相談を始め、法の改正動向などのお問い合わせがございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年2月22日、3月17日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸